

6 国内外の動き

国内外の主な取組と内容（1）

取組	内容（◆国際的な取組、●国内での取組）
昭和 47 1972 国際連合人間環境会議	◆世界 113 か国の代表が参加して、スウェーデンのストックホルムで開催された環境問題についての最初の世界的な政府間の会合。「かけがえのない地球」がテーマに掲げられ、「人間環境宣言」が採択された。
平成 2 1990 地球温暖化防止行動計画	●地球温暖化防止に向けた政府の行動計画。2000 年までに 1 人当たりの二酸化炭素排出量を 1990 年レベルに安定化させることなどが目標として掲げられた。
平成 4 1992 環境と開発に関する国連会議 (地球サミット) 気候変動枠組条約 生物多様性条約	◆ブラジルのリオデジャネイロで開かれた首脳レベルの国際会議。持続可能な開発に向けた地球規模での新たなパートナーシップの構築のための「リオ・デ・ジャネイロ宣言」「アジェンダ 21」が採択された。 ◆地球温暖化がもたらす様々な悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約で、地球サミットで採択され、1994 年 3 月発効。我が国は、1992 年に署名、1993 年に批准した。 ◆地球サミットにおいて締結された、個々の生物およびその生息地を総合的に保全するための国際的な枠組みとなる条約。
平成 5 1993 環境基本法 アジェンダ 21 行動計画	●我が国が進める環境対策の基本的事項を定めた法律。 ●「アジェンダ 21」を受けた国別行動計画。「環境基本法」の理念に沿って、経済社会の仕組みの改善や国際協力への積極的な姿勢を示していることが特徴となっている。
平成 6 1994 砂漠化対処条約 環境基本計画	◆深刻な干ばつまたは、砂漠化に直面している国々におけるその影響の緩和などを目的とした条約。 ●「環境基本法」第 15 条に基づき、「環境基本法」の理念の総合的かつ計画的に実現するために策定された国の計画。2002 年、2006 年、2012 年に改訂された。
平成 7 1995 容器包装リサイクル法	●容器包装ゴミのリサイクルを製造者に義務づけた法律。消費者は容器包装ゴミの分別排出、市町村は分別収集の責任を負い、役割分担により容器包装のリサイクルを促進することが目的となっている。 (1995 年制定、1997 年施行)
平成 9 1997 気候変動枠組条約第 3 回 締約国会議（「京都議定書」 採択）	◆地球温暖化防止京都会議（COP3）。 「京都議定書」が採択され、先進各国の温室効果ガスの排出量について数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなど新たな仕組みが合意された。
平成 10 1998 家電リサイクル法	●小売店が廃家電を消費者から引き取り、製造者が再商品化する。回収、処理料金は、消費者負担となっている。(1998 年制定、2001 年施行)
平成 12 2000 建設リサイクル法 循環型社会形成推進基本法 食品リサイクル法 グリーン購入法 資源有効利用促進法	●資源の有効利用や廃棄物の適正処理を推進するため、建設工事から発生する廃棄物の分別・リサイクルなどを定めた法律。(2000 年制定、2002 施行) ●資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すことを目的に、廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律。 ●食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残しなどの「食品廃棄物」を減らし、リサイクルを進めるため、生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務づけた法律。(2000 年制定、2001 施行) ●国等の各機関が物品を購入する際には、環境に配慮されたものを優先的に購入することを義務づけた法律。(2000 年制定、2001 年施行) ●資源の有効利用を促進するため、リサイクルの強化や廃棄物の発生抑制、再使用を定めた法律。再生資源利用促進法を抜本的に改正し、制定された。(2000 年制定、2001 施行)

国内外の主な取組と内容（2）

取組	内容(◆国際的な取組、●国内での取組)
平成 14 2002 ヨハネスブルグ・サミット 地球温暖化対策推進要綱 「京都議定書」締結 新・生物多様性国家戦略 温温暖化対策推進法の改正 第2次環境基本計画 自然再生推進法	◆地球サミットから 10 年を経過したのを機に、「アジェンダ 21」の実施促進やその後に生じた課題等について、議論することを目的とした首脳会議 ●我が国における「京都議定書」の約束を履行するための具体的対策の全体像を明らかにした基本方針で、100 を超える個々の対策・施策などがとりまとめられている。 ●5 月に国会で承認され、6 月に国際連合へ受託書を寄託し、締結した。 ●生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本方針と施策の方向性を定めた「生物多様性国家戦略」を改定したもの。改定にあたっては、目標達成へのプロセスを明確にするため、社会経済的な視点、主体間の協調を考慮し、「自然と共生する社会」実現のための総合的な計画と位置づけ、より包括的な戦略が策定されている。 ●「京都議定書」を受けて、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めている。 ●「環境基本計画」を改訂。副題は「環境の世紀への道しるべ」 ●損なわれた自然環境を取り戻すため、行政機関、地域住民、NPO、専門家等、多様な主体の参加により行なわれる自然環境の保全、再生、創出等の自然再生事業を推進するために制定された法律。
平成 15 2003 循環型社会形成推進基本計画 環境保全活動・環境教育推進法 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律	●「循環型社会形成推進法」第 15 条に基づき策定された計画で、循環型社会のイメージとして、良いものを大切に使う「スロー」なライフスタイル(くらし)、環境保全志向のものづくり・サービスの提供(ものづくり)、廃棄物等の適正な循環的利用・処分システムなど(廃棄物)を提示している。 ●持続可能な社会の構築に向け各主体が自ら進んで環境保全活動を実施することが重要であることから、一人ひとりが環境についての理解を深め、取組みを進めることができるよう環境教育を推進し、環境保全活動を促進するための法律。 ●環境保全についての国民一人ひとりの意欲と意識を高めるための法律
平成 16 2004 景観法 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針	●我が国で初めての景観に関する総合的な法律として制定され、2005 年から全面施行された。 ●「環境保全活動・環境教育推進法」に定められた事項を進めるための政府の基本方針。
平成 17 2005 「京都議定書」発効 廃棄物処理法の改正 温温暖化対策推進法の改正 京都議定書目標達成計画 国連 ESD の 10 年 (DESD) の開始	◆2月 16 日に発効。 ●不法投棄防止の強化 ●温室効果ガスの算定・報告・公表制度の導入 ●「京都議定書目標達成計画」の閣議決定およびチームマイナス 6% 運動スタート ●国連第 57 回総会決議により採択された、「持続可能な開発のための教育の 10 年」を受け、2005 年から 2014 年までの 10 年間を主導する機関としてユネスコ指名されました。
平成 18 2006 省エネ法の改正 第3次環境基本計画	●「京都議定書」の発効等を踏まえ、各分野におけるエネルギーの使用の合理化を一層進めるため、改正。 ●「環境基本計画」を改訂。副題は「環境から切り拓く 新たなゆたかさへの道」
平成 19 2007 気候変動枠組み条約第 13 回 締約国会議	◆COP13・COP / MOP3 (パリ)。第一約束期間が終了する 2013 年以降の新しい国際枠組み「ポスト議定書」の話し合いを開始。
平成 20 2008 「京都議定書」第一約束期間 開始	●第一約束期間 (～ 2012) における温室効果ガスの 6 % 削減の取組み

国内外の主な取組と内容（3）

取組		内容(◆国際的な取組、●国内での取組)
平成 20 2008	第2次循環型社会形成推進 基本計画 「生物多様性基本法」制定	<ul style="list-style-type: none"> ●3Rの徹底など循環型社会の形成に向けた施策が示された。 ●「鳥獣保護法」や「種の保存法」「特定外来生物法」などの自然保護にかかる法律の上位に位置する「理念法」。
平成 21 2009	国連気候変動枠組条約第15回 締約国会議	<ul style="list-style-type: none"> ◆COP15（コペンハーゲン）において「世界全体の気温の上昇が摂氏2度より下にとどまるよう世界全体の排出量の大幅な削減が必要であり、この目的を達成するための行動をとる」等の内容が盛り込まれた「コペンハーゲン合意」を採択。
平成 22 2010	生物多様性国家戦略2010策定 生物多様性条約第10回締約 国会議（COP10）	<ul style="list-style-type: none"> ●生物多様性の保全と持続可能な利用のための国家戦略。「生物多様性基本法」第11条により作成を義務付けられたもの。 ◆愛知目標や名古屋議定書が採決。
平成 22 2010	国連気候変動枠組条約第16回 締約国会議	<ul style="list-style-type: none"> ◆COP16（カンクン）において、「京都議定書を離脱した米国、温室効果ガスの削減義務を負わない中国やインドなどの新興国にも排出削減を求めている」カンクン合意を採択。
平成 23 2011	東日本大震災の発生 国連気候変動枠組条約第17回 締約国会議	<ul style="list-style-type: none"> ●2011年3月11日、三陸沖で発生したマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震により引き起こされた大災害。この災害を契機にエネルギー政策の再構築、エネルギーの多元化が求められることとなる。 ◆COP17（ダーバン）において、「将来の枠組みへの道筋、京都議定書第二約束期間の設定に向けた合意等」を採択。
平成 24 2012	第4次環境基本計画 再生可能エネルギー固定価格 買取制度の開始 「生物多様性国家戦略 2012-2020」 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ●「環境基本計画」を改訂。 ●再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等）を用いて発電した電気を、国が定める価格で一定の期間、電気事業者が買い取ることを義務付ける制度で、平成24年7月1日開始。 ●愛知目標達成に向けたロードマップであり、自然共生社会の実現に向けた具体的な戦略。 ●「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の改正法として、平成23年6月に公布され、平成24年10月に完全施行。法的に「協働取組の推進」を追加。
平成 25 2013	国連気候変動枠組条約第19回 締約国会議 省エネ法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ◆COP19（ワルシャワ）において、「京都議定書以降の暫定的な削減目標として、2020年までに2005年比3.8%削減することを表明。 ●「電気の需要の平準化の推進」や「トップランナーモードの建築材料等への拡大」等に関する措置を追加し、電力需給バランスを意識したエネルギー管理と住宅や設備機器の省エネ性能向上を図れるように改正。
平成 26 2014	エネルギー基本計画（第4次） 策定 水循環基本法の策定 鳥獣保護法の改正 都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー政策基本法に基づき、エネルギー政策の基本的な方向性を示すため計画。 ●水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること目的に策定。 ●目的に「鳥獣の管理」を加え、鳥獣の生息状況を適正化するための対策を講じることができるように改正。 ●都市の低炭素化の促進を図り、もって都市の健全な発展に寄与すること目的とし制定。

7 進行管理指標一覧

環境目標	基本施策	指標	単位	現状		目標	
						最終年度	
				年度	数値	年度	数値
1	①	市域から排出される二酸化炭素排出量	千t -CO ₂	H23	1,714.0	H29	1,710.3
		1世帯のマイカーに係る二酸化炭素排出量 「家計調査」(総務省)の1世帯あたりのガソリン消費量から算定	kg -CO ₂	H23	1,906.1	H29	1,900
		温暖化防止を意識して生活している市民の割合	%	H25	75.4	H29	80.0
		ISO14001、エコアクション21、グリーン経営認証などを取得している事業所数	件	H23	98	H29	100
		住宅用太陽光発電システム設置件数	件	H25	4,600	H29	5,800
		公共交通機関利用者数(バス利用者<市内>)	万人	H25	254	H29	265
		公共交通機関利用者数(JR駅乗降者数<市内>)	万人	H25	518	H29	550
		緑のカーテン実施割合(家庭)	%	H25	21.7	H29	25
		人工林の間伐面積	ha	H25	596.67	H29	1,226.94
		公共交通機関利用者数(バス利用者<市内>)	万人	H25	254	H29	265
2	②	公共交通機関利用者数(JR駅乗降者数<市内>)	万人	H25	518	H29	550
		エコドライブ講習会の受講者数(累計)	人	H25	204	H29	405
		自然の中の生き物や植物を大切にしている市民の割合	%	H25	46.9	H29	50.0
	①	市内で保存すべき自然記念物や天然記念物等の数	数	H25	85	H29	絶滅等での減少防止
		山口市の自然環境に満足している市民の割合	%	H25	90.8	H29	現状維持
		エコファーマー認定者数	人	H25	508	H29	700
	②	耕作放棄地の解消(耕作が再開された)面積	ha	H25	2.9	H29	(※1) 18
		都市農村交流の人口	千人	H25	1,841	H29	2,250
		人工林の間伐面積【再掲】	ha	H25	596.67	H29	1,226.94
	③	森林セラピート体験者数	人	H25	2,224	H29	2,500
		都市農村交流の人口【再掲】	千人	H25	1,841	H29	2,250
		環境学習講座参加人数	人	H25	874	H29	1,300
	④	山口市の歴史や文化に誇りや愛着を持っている市民の割合	%	H25	72.9	H29	77.0
		文化財等を活用したイベントの参加人数	人	H25	1,276	H29	1,100
	⑤	公園が利用しやすいと思う市民の割合	%	H25	74.0	H29	75.0
		景観やまちなみ満足している市民の割合	%	H25	80.7	H29	85.0
		クリーンキャンペーン参加者数	人	H25	2,869	H29	4,300

(※1 平成27年度から平成29年度までの累計面積)

施策体系

環境目標1 地球の未来を考え実践するまち

① 地球温暖化防止への貢献

【山口市地球温暖化対策実行計画】

② 地球環境問題への対応

環境目標2 人と自然がふれあい

歴史文化を愛する快適なまち

① 生態系および生物多様性の確保

② みどり豊かで多様な自然環境の保全

③ 自然とのふれあいの確保

④ 歴史的文化的環境の保全

⑤ 山口らしい都市空間の保全・創出

環境目標	基本施策	指標	単位	現状		目標	
				最終年度		目標	
				年度	数値	年度	数値
3	①	大気環境の状況(窒素酸化物)[環境基準:0.04ppm以下]	ppm	H25	0.013	H29	現状維持
		大気環境の状況(浮遊粒子状物質)[環境基準:0.10mg/m ³ 以下]	mg/m ³	H25	0.014	H29	現状維持
		野外焼却の対応件数	件	H25	23	H29	現状以下
	②	河川におけるBODの平均値※環境基準は2.0mg/l以下	mg/l	H25	0.70	H29	1.0
		河川等の水がきれいになったと思う市民の割合	%	H25	79.9	H29	80.0
		汚水衛生処理率	%	H25	86.1	H29	92.3
	③	エコファーマー認定者数【再掲】	人	H25	508	H29	700
		地下水の水質調査地点の環境基準達成割合	%	H25	100	H29	現状維持
		土壤ダイオキシン類常時監視調査地点の環境基準達成割合	%	H25	100	H29	現状維持
	④	エコファーマー認定者数【再掲】	人	H25	508	H29	700
		土壤ダイオキシン類常時監視調査地点の環境基準達成割合【再掲】	%	H25	100	H29	現状維持
		化学物質の流出件数	件	H25	0	H29	0
	⑤	快適な生活環境が整っていると思う市民の割合	%	H25	76.2	H29	現状維持
		生活公害(騒音、悪臭、野焼き)に関する苦情対応件数	件	H25	120	H29	現状以下
		騒音測定における環境基準の達成地点の割合	%	H25	98	H29	100
4	①	1人1日当たりごみ排出量(集団回収を含む)	g/人日	H25	1,093	H29	1,000以下
		リサイクル率	%	H25	33.1	H29	35.0
		最終処分率(ごみ総排出量に対する埋立処分量の割合)	%	H25	3.1	H29	2.9
	②	地球にやさしいエネルギー(太陽光発電等)を設置または設置を予定している市民の割合	%	H25	19.1	H29	25.0
		公共施設における新エネルギーの導入件数	件	H25	74	H29	84
		住宅用太陽光発電システム設置件数【再掲】	件	H25	4,600	H29	5,800
		ISO14001、エコアクション21、グリーン経営認証などを取得している事業所数【再掲】	件	H25	98	H29	100
5	①	環境をテーマとした出前講座の参加者数	人	H25	893	H29	1,000
		清掃工場等施設見学受け入れ人数	人	H25	6,956	H29	8,000
		山口市地球温暖化対策地域協議会会員数	人	H25	60	H29	100
		環境をテーマとした出前講座の参加者数	人	H25	893	H29	1,000
	②	環境に優しい行動をしている(環境活動に参加している)市民の割合	%	H25	58.9	H29	70.0
		ISO14001、エコアクション21、グリーン経営認証などを取得している事業所数【再掲】	件	H25	98	H29	100
		環境保全に関する表彰件数(累計)	件	H25	12	H29	20
		近隣市町と連携して環境保全に取り組んだ件数	件	H25	0	H29	4

施策体系

環境目標3 健やかで安全に暮らせるまち

- ① 大気環境の保全
- ② 水環境の保全
- ③ 土壤環境の保全
- ④ 化学物質への適切な対応
- ⑤ 身近な生活環境の保全と向上

環境目標4 資源を大切にする持続可能なまち

- ① 3Rと適正な廃棄物処理の推進

- ② エネルギーの消費抑制と有効利用の推進

環境目標5 ともに学び行動する環境にやさしいまち

- ① 環境教育・環境学習の推進

- ② 環境の保全・創造に向けた活動の推進と産業の振興

- ③ 国際協力、広域連携の推進

8 環境基準等一覧

○ 大気

1 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件
二酸化いおう [SO ₂]	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
一酸化炭素 [CO]	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
浮遊粒子状物質 [SPM]	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること
二酸化窒素 [NO ₂]	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること
光化学オキシダント [OX]	1時間値が0.06ppm以下であること

備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。

3 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

4 光化学オキシダントとは、オゾン、バーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

2 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること

備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

3 ダイオキシン類に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

2 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-バラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

4 微小粒子状物質に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

2 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう

○ 騒音

1 騒音に係る環境基準

(1) 道路に面する地域以外の地域(一般地域)

地 域 の 類 別	基 準 値	
	昼 間	夜 間
AA	50db 以下	40db 以下
A 及び B	55db 以下	45db 以下
C	60db 以下	50db 以下

(地域の類型)

AA: 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

A: 専ら住居の用に供される地域 B: 主として住居の用に供される地域

C: 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

(時間の区分)

昼間: 午前 6 時から午後 10 時までの間

夜間: 午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間

(2) 道路に面する地域

地 域 の 類 別	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち 2 車線以上の道路に面する地域	60db 以下	55db 以下
B 地域のうち 2 車線以上及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65db 以下	60db 以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を 担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

※ 幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例基準値

基 準 値		(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45db 以下、夜間にあっては 40db 以下)によることができる。
昼 間	夜 間	
70db 以下	65db 以下	

2 航空機騒音に係る環境基準

地 域 の 類 型	基 準 値
I	57 以下
II	62 以下

(地域の類型)

I: 専ら住居の用に供される地域

II: I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地 域 の 類 型	基 準 値
I	70 以下
II	75 以下

(地域の類型)

I: 主として住居の用に供される地域

II: 商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であつて 通常の生活を保全する必要がある地域

○ 水質

1 水質汚濁に係る環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/l以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下
鉛	0.01 mg/l以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下
六価クロム	0.05 mg/l以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l以下
砒素	0.01 mg/l以下	チウラム	0.006 mg/l以下
総水銀	0.0005 mg/l以下	シマジン	0.003 mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/l以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/l以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	セレン	0.01 mg/l以下
四塩化炭素	0.002 mg/l以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下	ふっ素	0.8 mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l以下	ほう素	1 mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下		

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

① 河川(湖沼を除く)

ア

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 [pH]	生物化学的酸素 要求量 [BOD]	浮遊物質量 [SS]	溶存酸素量 [DO]	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/l以上	—

備考 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

(注意) 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの

環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

1

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l以下	0.001 mg/l以下	0.03 mg/l以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l以下	0.006 mg/l以下	0.02 mg/l以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l以下	0.002 mg/l以下	0.05 mg/l以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l以下	0.002 mg/l以下	0.04 mg/l以下

備考 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

② 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1千万m³以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上ある人工湖)

ア

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃度 [pH]	生物化学的酸素要求量 [BOD]	浮遊物質量 [SS]	溶存酸素量 [DO]	大腸菌群数
AA	水道 1 級、水産 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/l 以下	1mg/l 以下	7.5mg/l 以下	50MPN/ 100ml 以下
A	水道 2、3 級、水産 2 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/l 以下	5mg/l 以下	7.5mg/l 以下	1,000MPN/ 100ml 以下
B	水産 3 級、工業用水 1 級、農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/l 以下	15mg/l 以下	5mg/l 以下	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l 以下	—

備考 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注意) 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産 1 級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全 窒 素	全 り ん
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/l 以下	0.005 mg/l 以下
II	水道 1、2、3 級(特殊なものを除く)、水産 1 種、水浴及び III 以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下
III	水道 3 級(特殊なもの)及び IV 以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下
IV	水産 2 種及び V の欄に掲げるもの	0.6 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下
V	水産 2 種及び V の欄に掲げるもの	1 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

3 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

(注意) 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)

水産 1 種 : サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

水産 2 種 : ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 種 : コイ、フナ等の水産生物用

環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l以下	0.001 mg/l以下	0.03 mg/l以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l以下	0.006 mg/l以下	0.02 mg/l以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/l以下	0.002 mg/l以下	0.05 mg/l以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/l以下	0.002 mg/l以下	0.04 mg/l以下

③ 海域

ア

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン濃度 [pH]	化学的酸素要求量 [COD]	溶存酸素量 [DO]	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質
A	水産 1 級、水浴、自然環境保全及び、B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/l 以下	7.5mg/l 以下	1,000MPN/100ml 以下	検出されないこと
B	水産 2 級、工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/l 以下	5mg/l 以下	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/l 以下	2mg/l 以下	—	—

備考 水産 1 級のうち、生食用原料力キの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ml 以下とする。

(注意) 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

水産 1 級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級 : ボラ、ノリ等の水産生物用

環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全 硝 素	全 り ん
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの(水産 2 種及び 3 種を除く)	0.2 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下
II	水産 1 種、水浴及び III 以下の欄に掲げるもの(水産 2 種及び 3 種を除く)	0.3 mg/l 以下	0.03 mg/l 以下
III	水産 2 種及び IV 以下の欄に掲げるもの(水産 3 種を除く)	0.6 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下
IV	水産 3 種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/l 以下	0.09 mg/l 以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

(注意) 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

水産 1 種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産 2 種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産 3 種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/l 以下	0.001 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/l 以下	0.007 mg/l 以下	0.006 mg/l 以下

2 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基 準 値	項目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/l以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下
鉛	0.01 mg/l以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/l以下
六価クロム	0.05 mg/l以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下
砒素	0.01 mg/l以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l以下
総水銀	0.0005 mg/l以下	チウラム	0.006 mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/l以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/l以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	ベンゼン	0.01 mg/l以下
四塩化炭素	0.002 mg/l以下	セレン	0.01 mg/l以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/l以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下	ふつ素	0.8 mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l以下	ほう素	1 mg/l以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

物 質	媒 体	環 境 上 の 条 件
ダイオキシン類	水質(水底の底質を除く)	1年平均値が1pg-TEQ/l以下であること
	水底の底質	150pg-TEQ/g以下であること

備考 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

○ 土壤

1 土壤汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米1kg につき1mg 未満であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機りん	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること
六価クロム	検液 1ℓにつき 0.05mg 以下であること
ひ素	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壤1kg につき15mg 未満であること
総水銀	検液 1ℓにつき 0.0005mg 以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地(田に限る。)において、土壤 1kg につき 125mg 未満であること
ジクロロメタン	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること
四塩化炭素	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること
1,2-ジクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.004mg 以下であること
1,1-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.04mg 以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 1mg 以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下であること
トリクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.03mg 以下であること
テトラクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること
1,3-ジクロロプロペン	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること
チウラム	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下であること
シマジン	検液 1ℓにつき 0.003mg 以下であること
チオベンカルブ	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること
ベンゼン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること
セレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること
ふつ素	検液 1ℓにつき 0.8mg 以下であること
ほう素	検液 1ℓにつき 1mg 以下であること

備考 1「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

2 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

2 ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下であること

備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

9 山口市環境基本条例

平成 17 年 10 月 1 日
条例第 128 号

本市は、市域を取り囲む山々や、市のほぼ中央を貫流する榎野川をはじめとした多くの川、そしてそれらの川が注ぎ込む瀬戸内海など、豊かな自然環境を有している。

私たち市民の先人は、この自然環境を活用し、そこからの多くの恵みを受け、永々と営みを続けてきた。その営みは、田畠等といった人々の暮らしの中で培われた自然環境、大内文化に代表される歴史的まち並みや文化財等となって今日の本市の姿をかたちづくっている。

一方で今日の我が国や世界の状況を概観すると、利便性や効率性を追求する現代の社会的経済的活動は、環境に様々な影響を与え、その影響は自然環境の持つ浄化能力及び再生能力を超える。もはや自然環境は、豊かな恵みを与えて続けることが難しい状況になりつつある。そればかりか、こうした状況は生物すべての生存基盤である地球の存続自体にも影響を及ぼしかねないものとなっている。

私たちは、健康で文化的な生活を営んでいく上で不可欠な健全で恵み豊かな環境を享受する権利とともに、日常の活動においてそれを守り、将来の世代に引き継いでいく義務を有している。

そのためには、私たち一人一人が、これまでの生活様式を見直し、また、環境に配慮した新たな技術を積極的に活用しつつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を築いていかなければならない。

私たちは自らのあらゆる行動を環境に配慮するように改めていくことで、この美しく豊かな山口市の環境を将来の世代に継承していくことをここに誓い、この条例を制定するものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全についての基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これに基づく環境の保全に関する施策を、自然的社会的条件に応じ総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で不可欠となる健全で恵み豊かな環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境 人及び生物を取り巻くもので、自然的構成要素(大気、水、土壤、動植物等及びそれらが相互に影響しあうことで形成される生態系、水循環等をいう。以下同じ。)及び社会的構成要素(人の活動により形成、生成されるものである建築物、製品、音、香り等及びそれらが相互に又は自然的構成要素と影響しあうことで形成される景観、大気質、水質等をいう。以下同じ。)からなるものであって、自然環境及び生活環境を対象とするものをいう。

(2) 自然環境 大気、水、土壤、動植物等を一体として総合的にとらえた生物の生存のために必要な環境であって、主として森林、農地、原野、河川、湖沼、海域等を対象とするものをいう。

(3) 生活環境 人の日常生活のために必要な環境であって、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものをいう。

(4) 環境の保全 環境を、自然的構成要素及び社会的構成要素それが相互に影響しあうことに配慮し、人をはじめとする生物にとって良好な状態に保護、整備していくことをいう。

(5) 市民 本市域内において居住し、就業し、又は一定期間滞在し活動を行う個人をいう。

(6) 事業者 営利、非営利に関わらず、反復継続して一定の行為を行うことを業務とするもので、特定非営利活動促進法

(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 1 項に掲げる活動を行う団体を含むものをいう。

(7) 民間の団体 市民相互、事業者相互又は市民と事業者が連携して特定の目的のために組織される団体であり、ボランティア活動を行う団体を含むものをいう。

(8) 事業者等 事業者及び民間の団体をいう。

(9) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(10) 廃棄物等 循環型社会形成推進基本法(平成 12 年法律第 110 号)第 2 条第 2 項に規定する廃棄物等をいう。

(11) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(12) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

(1) 環境の保全は、市民が健全で恵み豊かな環境を享受できる権利を守るとともに将来の世代への継承を目指して、すべての社会的経済的活動の優先的事項として行われなければならない。

(2) 環境の保全は、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っていることから、生態系の均衡を尊重し、生物の生存の場である多様な自然環境が地域の自然的・社会的条件に応じて体系的に保全されることによって行われなければならない。

(3) 環境の保全は、自然環境のもつ復元力及び資源の有限性を認識し、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした社会を変換し、自然環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的発展が可能な社会を構築することによって行われなければならない。

(4) 環境の保全は、市民が山口らしさを感じながら暮らすことができるよう、本市にある資源を活用することによって行われなければならない。

(5) 環境の保全は、市、市民、事業者等それぞれが自らの問題としてとらえ、かつ、協働の精神を持って、公平な役割分担の下、自ら考え自ら行動することによって行われなければならない。

(6) 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境に結びついているという認識の下、地球規模的な視点に立って行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、本市の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を市民、事業者等の意見を尊重しながら策定し、実施する責務を有する。

2 市は、自らの施策の策定、実施に当たっては、率先して環境への負荷の低減に努める責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、日常生活における資源及びエネルギーを節約するとともに、廃棄物等を適正に処理し、排出を抑制することで環境への負荷の低減に努める責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力す

る責務を有する。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、自らの責任において公害を防止し、廃棄物等を適正に処理するとともに、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、あらかじめ当該事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることにより生ずることとなる環境への負荷の低減に努めるとともに、当該事業活動に係る製品その他の物が廃棄物等となった場合においては、その適正処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、電気その他エネルギーの効率的利用、再生資源の原材料への使用等当該事業活動に伴う環境への負荷の低減に努める責務を有する。

4 前 3 項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に關し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策、並びに市民及び民間の団体が実施する環境の保全に関する活動に協力する責務を有する。

(民間の団体の責務)

第 7 条 民間の団体は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第 2 章 環境の保全に関する基本的施策

第 1 節 基本方針等

(基本方針)

第 8 条 市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、第 3 条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

(2) 生態系の多様性の確保、地域性に配慮した野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。

(3) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的・社会的条件に応じて体系的に保全すること。

(4) 大内文化をはじめとする歴史的・文化的資源、伝統的まち並みの保全、更には都市景観及び緑地空間の保全、そしてそれらの活用により、自然、歴史及び文化が一体となった個性的な都市空間を創造すること。

(5) エネルギーの効率的かつ有効利用並びに資源の使用量の削減及び循環的利用によりエネルギー使用量の抑制及び廃棄物等の減量等を図ること。

(6) 市民、事業者等が環境の保全のために必要な様々な情報が入手できる環境の整備を図ること。

(7) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に貢献すること。

(環境基本計画)

第 9 条 市長は、自然的・社会的条件に応じた環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針に基づき、山口市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標

(2) 目標を実現するための方策

(3) 目標を実現するための推進体制

(4) 環境の保全に関する市、市民、事業者等が配慮すべき事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関して必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、その内容についても主体別の取組みの明記や目標数値の設定等、市民、事業者等にとって分かりやすいものになるよう努めなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第 33 条に定める山口市環境審議会の意見を聽かなければ

ならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前 3 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性の確保及び環境への配慮)

第 10 条 市は、施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、開発事業等において、環境の保全について配慮しなければならない。その際、環境への影響についての科学的知見に基づき適正に調査、予測及び評価を行うように努めなければならない。

(年次報告)

第 11 条 市長は、環境基本計画の進ちょく状況を適切に管理し、環境の状況を市民、事業者等に明らかにするために、環境の状況並びに環境の保全に関する講じた施策及び市民、事業者等の意見を聴取した実績等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第 2 節 環境保全施策の推進

(規制の措置)

第 12 条 市は、環境の保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、地域の自然的・社会的条件、規制の効果及び影響等を考慮し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(協定の締結)

第 13 条 市長は、環境の保全のために必要があると認めるときは、事業者等と協定を締結することができる。

2 協定を締結した者は、当該協定を遵守しなければならない。

(経済的措置)

第 14 条 市は、市民、事業者等が自らの活動に係る環境への負荷の低減その他の環境の保全に関する活動を行なうよう助長するために必要があると認めるときは、適正な経済的支援を行なうために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 市は、効果及び経済への影響等の適切な調査並びに研究を行い、その結果、環境の保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、市民、事業者等が自らの活動にかかる環境への負荷を低減させるよう誘導するために適正かつ公平な経済的負担を課す措置を講ずるよう努めなければならない。

(手続的措置)

第 15 条 市は、本市の環境に著しい影響を及ぼすと認められる事業を行う事業者が環境の保全のための事前配慮を行うことを促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の環境管理に関する取組みの促進)

第 16 条 市は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るために事業者自らの環境管理に関する取組みを促進するためには必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第 17 条 市は、騒音等の緩衝地帯、野生動植物の保護その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び事業を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、下水道、廃棄物等の処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設(移動施設を含む。)その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び事業を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、公園、緑地その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

4 市は、前 2 項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他の施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(緑豊かな環境の確保)

第 18 条 市は、樹木、草花、芝等(以下この条において「緑」という。)が有する環境の保全上の機能を重視し、森林、農地、水辺地その他の緑地の保全に關し市民、事業者等との連携の下、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公共的施設の整備に際しては、緑の有機的な連携に配慮しつつ、緑化の推進に努めるものとする。

3 市は、市民、事業者等の緑化活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(良好な水環境の保全)

第 19 条 市は、市民生活に潤い及び安らぎを提供するものである水並びに水を取り巻く環境を保全するために必要な措置を講ずるものとする。

(生物の多様性の確保)

第 20 条 市は、野生動植物に関する状況を定期的に把握、開示するとともに、生物の多様性の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(歴史的文化的資源の保全)

第 21 条 市は、郷土における歴史的文化的資源の保全のために必要な措置を講ずるものとする。

(山口らしい都市景観の保全)

第 22 条 市は、本市に残る歴史的文化的資源と一体となつたまち並み、本市を取り巻く山並み等を保全及び活用し、地域固有の魅力のある都市景観の保全に努めなければならない。

2 市は、環境美化の促進、美観の保全等を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(エネルギーの効率的利用等の促進)

第 23 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、事業者等によるエネルギーの効率的かつ有効利用並びに資源の使用量の削減及び循環的利用によりエネルギー使用量の抑制、廃棄物等の減量等が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、自らが率先して、エネルギーの効率的かつ有効利用並びに資源の使用量の削減及び循環的利用によりエネルギー使用量の抑制及び廃棄物等の減量等を推進するものとする。

3 市は、計画的かつ効率的な都市空間の整備により、エネルギー使用の削減に努めなければならない。

4 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品及び役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境保全施策の推進等)

第 24 条 市は、国、他の地方公共団体及び市民、事業者等と連携して地球環境保全施策を推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体及び市民、事業者等と連携して地球環境保全に関する国際協力の推進に努めなければならない。

第 3 項 市民、事業者等の行動の促進

(環境の保全に関する教育及び学習の推進等)

第 25 条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、市民及び事業者が環境の保全についての関心及び理解を深め、これらの者による環境の保全に関する活動意欲が増進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、市は、特に児童及び生徒の教育並びに学習を積極的に推進するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(情報の共有)

第 26 条 市は、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、市民、事業者等の環境の保全に関する活動が促進されるように、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、その適切な提供に努めなければならない。

2 市は、市民、事業者等の保有する環境の保全に関する情報が開示されるように必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(市民、事業者等の自発的な活動の促進)

第 27 条 市は、市民、事業者等が行う環境の保全に関する自発的な活動が促進されるように指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民、事業者等の参加の機会の確保と施策への反映)

第 28 条 市は、環境の保全に関する施策を策定及び推進するに当たっては、市民、事業者等の参加の機会を確保し、これらの者の意見等を施策に反映するように努めなければならない。

第 4 節 推進体制の整備

(施策の推進体制の整備)

第 29 条 市長は、市の関係機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図ることで、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備しなければならない。

2 市長は、環境の保全に関する活動を市民、事業者等とともに協働して取り組むことができるよう必要な体制の整備に努めなければならない。

(調査研究の実施及び監視等の体制の整備)

第 30 条 市長は、環境の状況の把握その他の環境の保全に関する施策の策定に必要な調査研究に努めなければならない。

2 市長は、国、他の地方公共団体及び市民、事業者等との連携の下、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めなければならない。

3 市長は、前 2 項の結果について公表しなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第 31 条 市長は、広域的な取組みを必要とする環境の保全に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めなければならない。

(財政上の措置等)

第 32 条 市長は、環境の保全に関する施策を実施するためには必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第 3 章 環境審議会

(山口市環境審議会)

第 33 条 環境の保全に関する施策を円滑に推進するため、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、山口市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申するものとする。

(1) 環境基本計画の策定及び進行管理に関すること。

(2) 環境の保全に関する基本的事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全に関し市長が必要と認めること。

3 審議会は、市長の諮問によるもののほか、前項各号に規定する事項について市長に意見を述べることができる。

4 前 2 項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

10 市民意見(パブリックコメント)の概要

本計画の策定にあたっては、計画素案に対してパブリックコメントを実施し、市民の皆様から御意見を募集しました。

(1) 意見募集期間

平成27年2月16日(月)～平成27年3月17日(火)

(2) 意見の件数

0件(意見はありませんでした。)